

木曾町建設工事入札制度要綱

平成17年11月1日

告示第51号

（趣旨）

第1条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、木曾町が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に際しては、事業の公共性及び特殊性にかんがみ、業者の信用、技術及び施行能力等を重視し、公正自由な競争を図る必要があるので、次の方法により入札等に参加を希望する者に対する合理的な資格基準を設け、適正な運営を行うものとする。

（資格基準等）

第2条 競争入札に参加を希望する建設業者については、経営規模その他経営に関する客観的事項の審査の結果に基づき、工事の種類に応じて必要な等級に区分し、主観的要素を勘案してこれを発注の標準とする工事金額と対応させて入札参加者を決定し、又は指名する。

2 建設工事の請負についての競争入札に参加を希望する者の資格は、請負工事の設計金額に応じて、施行能力を審査した結果に基づき、土木一式工事、建築一式工事、電気・電気通信工事、管その他工事及び舗装工事にあつてはA、B及びCの3等級のいずれかに格付されたものとする。

3 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタントの業務」という。）の競争入札に参加を希望する業者については、経営規模等を審査して建設コンサルタントの業務の適格者を決定し、又は指名する。

（競争入札に参加することができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する事実があつた者は、その事実のあつた後2年間競争入札に参加することができない。

- （1） 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- （2） 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた

者

- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- （競争入札参加資格審査申請）

第4条 建設工事の請負契約についての競争入札に参加する資格を得ようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体にあつては、共同企業体入札参加資格審査申請書）に次に定める書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 経営事項審査結果通知書
- (2) 建設業許可証明書
- (3) 登記事項証明書
- (4) 使用印鑑届（又は印鑑証明書）
- (5) 営業の沿革
- (6) 営業所の一覧表
- (7) 直前2年間における工事経歴書
- (8) 工事施工金額一覧表
- (9) 技術者経歴書
- (10) 営業用機械器具調書
- (11) 財務諸表
- (12) 納税証明書（法人税、法人事業税、本町の納税義務者については町税）
- (13) 主要取引金融機関一覧表
- (14) 建設業退職金共済組合加入証明書
- (15) 委任状（支店又は営業所において参加しようとする者）
- (16) 定款

2 建設コンサルタントの業務の委託契約についての競争入札に参加する資格を得ようとする者は、建設コンサルタントの業務入札参加資格審査申請書に次に定める書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 登録証明書
- (2) 登記事項証明書
- (3) 経営規模等総括表
- (4) 業務経歴書
- (5) 技術者経歴書
- (6) 委任状（支店又は営業所において参加しようとする者）
- (7) 直前営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分又は損失処理に関する書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

3 この告示に規定する建設工事入札参加資格審査申請書等の様式は、別に定めるもののほか、第1項に掲げる書類については、長野県建設工事入札制度合理化対策要綱（昭和39年長野県通知39監第109号。以下「県要綱」という。）に定める様式を準用できるものとし、同項括弧書きに掲げる書類については、長野県の共同請負実施要領（昭和39年長野県通知39監第108号。以下「県要領」という。）に定める様式を準用できるものとする。このほか、国土交通省等が定めるこれらに類する様式を準用することができるものとする。

4 建設工事入札資格審査申請書の受付期間は、町長が定める年の1月10日から2月15日までとする。ただし、申請内容に大きな変更があった場合又は町長が特に必要と認める場合は、随時受け付けるものとする。

5 長野県と競争入札参加資格審査のデータ共有化に伴い、長野県へ審査申請した者は本町への提出を省略するものとする。

(2) 参加希望業者のうち、木曾郡内に支店、営業所のある者は、入札に参加する権限について町長へ委任状を提出するものとする。

（審査の項目及び基準等）

第5条 建設工事の入札参加資格の審査の項目及び基準は、建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成6年建設省告示第1461号）によるほか、次に定めるところによる。

(1) 審査基準日の直前2年の各事業年度に含まれる月数の合計が24箇月に満たない者は、当該期間の完成工事高の合計額を当該期間の月数の合計で除して得た月当たり完成工事高を2箇年に換算し、次の割合を乗じて算定した完成工事高を基礎として、年間平均完成工事高を算定するものとする。

- ア 6箇月未満 4割
- イ 12箇月未満 7割
- ウ 12箇月以上 9割

(2) 組織変更が行われた沿革を有する者で、審査基準日の直前事業年度のいない者及び組織変更又は一般承継若しくは企業合同が審査基準日後に行われた沿革を有するものにかかわる完成工事高の合計額を基礎として年間平均完成工事高を算定し、その他の項目については審査基準日又は当該事由の発生の日を基準として算定するものとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず他の官公署の等級格付を受けた者については、その等級格付を基準にし審査する。

(入札参加資格を付与しない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、入札参加資格を付与しないものとする。

(1) 建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていない者又は同法第27条の23第1項の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査の申請をしていない者

(2) 建設コンサルタントの業務にあつては、建設コンサルタントの業務に係わる営業年数が審査基準日の前日まで引き続き1年（審査基準日の直前1年以内に営業の同一性を失うことなく、組織の変更を行った沿革を有する者、又は建設コンサルタントの業務を譲り受けた沿革を有する者にあつては、当該変更前又は当該譲受け前に行った営業期間を含む。）以上経過していない者又は審査基準日の前日までに建設コンサルタントの業務の業務実績のない者

2 前項の規定により入札参加資格を付与しないことに決定した者に対して、その旨の通知は省略する。

(等級格付等)

第7条 建設工事の請負契約についての競争入札に参加する資格を得ようとする者の等級格付及び建設コンサルタントの業務の委託契約についての競争入札に参加する資格を得ようとする者の適格性の審査（以下「等級格付等」という。）は、第4条の規定により提出された書類に基づき、決定する。

2 入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）について、建設工事にあつては建設工事入札参加資格者名簿に、建設コンサルタントの業務に

あつては建設コンサルタントの業務入札参加資格者名簿に登載する。

3 前項に定める建設工事入札参加資格者名簿及び建設コンサルタントの業務入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者に対しては、その旨の通知は省略する。

4 入札参加資格の有効期限は、次の資格者名簿が適用されるときまでとする。

（入札参加資格の取消し）

第8条 有資格者が第3条各号のいずれか又は第6条第1項第1号に規定する建設業の許可を受けていない者に該当するに至った場合は、その者に係る入札参加資格を取り消すものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を取り消した場合は、当該有資格者に対してその旨を通知する。

（等級別発注標準）

第9条 建設工事の種類ごとの各等級別の発注の標準は、次の表の左欄に掲げた等級の右欄の工事金額の範囲内とする。この場合の工事金額は、請負工事設計金額とする。

工事 種類 等級	工 事 金 額				
	土 木 一 式 工 事	建 築 工 事 一 式	電 気 ・ 電 気 通 信 工 事	舗 装 工 事	管 そ の 他 工 事
A	500万円 以上	1,000万円 以上	全工事	全工事	全工事
B	8,000万円 未満	9,000万円 未満	2,000万円 未満	3,000万円 未満	3,000万円 未満
C	3,000万円 未満	4,000万円 未満	500万円 未満	500万円 未満	700万円 未満

（専門工事業者の決定又は指名）

第10条 土木一式工事又は建築一式工事において、工事の主体が専門工事である場合は、専門工事業者を含めて決定し、又は指名することができる。

（設備工事の分離契約）

第11条 電気配線工事、電気通信工事又は管工事等の設備工事については、分離して入札に付することができる。

（指名業者の選定）

第12条 業者を指名しようとするときは、建設工事にあつては等級別発注標準及び建設工事入札参加資格者名簿により当該工事金額に対応する等級に属する有資

格者の中から、建設コンサルタントの業務にあつては建設コンサルタントの業務入札参加資格者名簿により営業の種類に対応する有資格者の中から選定するものとする。

（選定の留意事項）

第13条 前条の規定により指名業者を選定しようとするときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1） 不誠実な行為の有無その他信用状態
- （2） 工事の成績及び工事の安全成績
- （3） 技術者の状況及び当該工事についての技術適正
- （4） 手持工事の状況
- （5） 当該工事に対する地理的条件
- （6） 安全管理の状況
- （7） 労働福祉の状況

（随意契約における業者の選定）

第14条 随意契約による場合の業者の選定は、第12条の規定を準用する。

（指名等の特例）

第15条 特殊の技術を要する工事又は特別の事由があるときは、第12条の規定にかかわらず業者を選定することができる。

（秘密の保持）

第16条 指名業者の推薦又は選定については、関係者以外の者に漏れないよう秘密の保持に注意しなければならない。

（共同請負又は協業組合）

第17条 共同企業体を結成し、又は協業組合を設立して入札に参加しようとする建設業者については、木曾町建設工事共同企業体運用要綱（平成17年木曾町告示第57号）によるものとする。

（入札心得）

第18条 入札に参加しようとする者は、別に定める入札心得を承諾の上、参加しなければならない。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

木曾町建設工事入札制度要綱（告示）

この告示は、平成 19 年 6 月 1 日より施行する。